

(別紙) 「第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画(案)」に関する

※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいておりますが、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約して掲載させていただいております。

※ページ数はパブリックコメント実施時のものです。

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え	修正
1	第1部 第2章 1	4~	重度の意識障害者(事故、病気等による遷延性意識障害、最小意識状態等)が、身体障害・知的障害・精神障害に分類されず、施策から取り残されている。	重度の意識障害者も含め、日常生活や社会生活に支援を必要とする全ての障害者が、できる限り身近な場所で生活できるよう、その実態及びニーズに応じ、各施策を展開するよう努めて参ります。	無し
2	第1部 第2章 2	11~	重度の意識障害者は、実態調査が行われず、実態数が把握されていない。これにより、年齢や状態にあった適切な施設や活動先がない。		無し
3	第1部 第2章 2	20	重度の意識障害者で、気管切開、胃ろうがあると、参加できる活動(スポーツを含む)、場所、機会がない。		無し
4	第1部 第2章 2	28	<p>重度の意識障害者はその状態により自己決定をすることが難しい場合も多いと思われるが、共生社会において省かれてよい存在ではない。障害者福祉において「自立」という言葉がよく使われるが、「自立」「自己決定」が一般的な意味において難しい人間も、社会の中でその存在を尊重されて日常生活を豊かに生活する権利は保障されるべきであると考えている。</p> <p>従って、「障害者」の分類、施策の中に、「重度の意識障害者」という分類を付加してほしい。</p>	<p>本計画では、障害者を「日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人」としています。</p> <p>そのため、各施策の展開にあたっては、本計画に基づき、重度の意識障害者も含め、一人ひとりが抱える生きづらさ(社会的障壁)の解消と、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現を目指して参ります。</p> <p>また、お寄せいただいたご意見を踏まえ、3頁に示した本計画における障害者の定義に、重度の意識障害者が含まれることを明確に示すよう下記の通り計画案を修正します。</p> <p>【修正箇所(3頁)】※下線部を追記</p> <p>4 「障害者」とは この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人、<u>重度の意識障害のある人</u>など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。 (以下略)</p>	有り

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え	修正
5	第1部 第3章 3	31	基本理念に、「～自らの選択により、～」とあるが、重度の意識障害により自ら選択をすることが難しい人にもより良い生活を送る権利があります。	<p>障害者の自己決定を尊重する観点から、自ら意思を表明することが困難な障害者が、必要とする支援を受けながら意思決定できる社会が望ましいと考えております。</p> <p>しかしながら、支援を尽くしても、本人の希望や選好等の意思を押し量ることができない場合には、本人にとって最善の利益となる状態を選択する必要があります。</p> <p>お寄せいただいたご意見のとおり、障害福祉サービスの提供や、相談支援にあつては、このような考え方に対する配慮は重要であると認識しております。</p>	無し
6	第2部 第2章	39	現状では、重度の意識障害者についての知識は、その状態や制度も含めて、医師などの医療関係者、福祉関係の専門業者、介護事業所にさえも知られていないのです。行政機関のスタッフにも知られていません。	<p>本計画では、「相談支援の充実」として、身近な相談支援機関の充実とその連携を基本目標の1に掲げており、専門性を備えた相談の実施に向け取り組むこととしております。</p> <p>各相談支援機関が、重度の意識障害者を含む全ての障害者に係る障害特性や必要とする支援のノウハウ等を理解し、適切な支援を提供できるよう、当該機関に対し、人材育成に取り組むよう促すとともに、関係機関と連携し、重度の意識障害者も含む全ての障害者が、各支援制度や相談支援機関の利用に結び付くよう、努めて参ります。</p>	無し
7	-	-	重度の意識障害者がどういうものなのか、障害者福祉計画をたてる行政のスタッフにまずこのことを多少なりとも知っていただきたい。		無し
8	第2部 第2章	49	<p>(4) 経済的支援の充実について、以下の点についての充実を希望する。</p> <p>* 福祉タクシー券の追加配布の要件を個別の状況に応じて緩和する</p> <p>* 住宅改造をした箇所を再度改修する際にも補助を受けられるようにしてほしい(昇降リフトの再購入は負担が大きい)</p> <p>* 若年性重度の意識障害者が購入でなく、レンタルの補助を受けられるようにしてほしい</p>	<p>・福祉タクシー券について</p> <p>現在、本市では、障害者の移動に関する支援について総合的に見直しを検討しているところです。この見直しに際して、お寄せいただいたご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>・住宅改造について</p> <p>現行の住宅改造制度は原則一世帯1回だけ利用できることとしておりますが、ご意見のとおり外出時に使用する段差解消のための昇降リフトについて、長期間の使用により故障等が発生することが想定されますので、お寄せいただいたご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>・福祉用具のレンタル補助について</p> <p>障害者の補装具制度については、個々の状況にあわせたオーダーメイド製品となることが多いことから、原則購入に対する助成となっており、レンタルに対応した商品は限られています。お寄せいただいたご意見を踏まえ、国へのレンタル対応商品の拡大に係る要望など、必要な対応を検討して参ります。</p>	無し

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え	修正
9	第2部 第2章	67	<p>(2) 公共施設等の整備について、以下の点について、改善を希望する。</p> <p>*エレベーターが狭い、ドアの開閉延長ボタンのない古い型、ストレッチャーが乗れる広さが無い</p> <p>*駐車場から公園や、役所窓口までのアプローチについて、図面上ではなく、実際に車いすに乗って移動してほしい</p>	<p>お寄せいただいたご意見については、今後の参考とさせていただきますとともに、整備にあたっては障害者等の意見を取り入れる機会を設けたいと考えております。</p>	無し
10	-	-	<p>パブリックコメント手続きの期間について、障害者、介護者には、時間的、物理的ハードルが高いので、周知の時期を早める、複数号の市政だよりで周知する等の工夫の余地がある。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、国の基本指針や当該基本指針に係る通知等を網羅的に踏まえて策定する必要があったため、当該時期での実施となりましたが、周知方法等ご提案いただきました内容につきましては、次期計画の策定の際、参考とさせていただきます。</p>	無し
11	第2部 第2章	59	<p>「オリパラレガシー」について、重い障害を生きる人びとが（も）、「かけがえのない存在」であり、命の選別・差別・偏見はあり得ないという趣旨を千葉市として発信・啓蒙してほしい。</p>	<p>本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした理解促進事業を実施して参りました。当該理解促進事業は、障害の有無に関わらず、全ての方が「かけがえのない存在」として尊重されるべき理念の浸透を目指すものでもあり、その方向性はお寄せいただいた意見に概ね合致するものと考えます。</p> <p>お寄せいただいたご意見も踏まえ、更なる理解促進を図るため、必要な施策に取り組んで参ります。</p>	無し
12			<p>障害特性・支援体制・地域性の多様を反映するためアウトリーチに限りなく近い「参加しやすい地域ヒアリング」を開催されたい。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、実態調査や障害者団体等へのヒアリングを実施して参りましたが、次期計画の策定にあたっては、より市民の意見を反映できるよう、必要な手法を検討して参ります。</p>	無し
13	第2部 第2章	59	<p>意思疎通に困難を伴う重度心身障害者等において、自己決定に欠かせないファシリテーションを担保するために、民間事業者への補助金交付等を含めた、ITを活用したコミュニケーション方法の開発に積極的に関与することを望む。</p>	<p>関係事業者からの協力要請があった場合には、協力の在り方について検討させていただきます。</p> <p>なお、介護製品の開発に対する補助については、千葉県において、既に実施されているところです。</p>	無し
14	第2部 第2章	59	<p>学校教育・社会教育においては、「生きていること」「存在していること」をそのまま肯定する権利擁護概念の普及活動に取り組まれることを望む。</p>	<p>本市では、市内小学校等において、障害及び障害者への理解を促進するため、障害者本人が学校に赴き、体験談等を語るとともに交流を深める「福祉講話の開催（計画案59頁）」をしております。</p> <p>こうした事業を通じて、障害の有無に関わらず、全ての方が「かけがえのない存在」として尊重されるべき理念の浸透を図ることは、「生きていること」「存在していること」をそのまま肯定する権利擁護概念の普及にもつながるものと考えます。</p> <p>お寄せいただいた意見を踏まえ、更なる理解促進に取り組んで参ります。</p>	無し
15	第2部 第2章	38	<p>喀痰吸引等研修促進事業について、賛成です。できれば全額公費負担での実施を検討してほしい。</p>	<p>引き続き、事業を継続し、喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすよう努めて参ります。</p>	無し

No.	項目	ページ	意見の概要	市の考え	修正
16	第2部 第2章	54	「障害の疑い」ではなく「障害の兆候」が価値中立的でふさわしい言葉と考える。	本文では、確定の診断がない場合、つまり障害があるかどうか分からない可能性の段階においても支援が必要であることを端的に表現するため、「疑い」という言葉を使用しました。	無し
17	第2部 第2章	67	「バリアフリー」という既存の建物を修正するような表現とは別に、設計段階から創発する「ユニバーサルデザイン」という用語を併用することが必要と考える。	本文では、社会的障壁の除去を進めていく姿勢を重点的に示すため、「バリアフリー」という用語を使用しました。ご指摘のとおり、各種施設整備にあたっては、「ユニバーサルデザイン」の推進も重要であると考えております。	無し
18	第2部 第2章	67	千葉市に帰属する既存施設のバリアフリー化を早急に進めてほしい。 (例) ・きぼーる（中央区役所）のエレベーターはストレッチャーが乗れません。 ・千葉公園に「車椅子」で入ることができません。福祉車両専用駐車場の設置・出入口部のバリアフリー化・車椅子での散策可能なスペースを確保してください。 ・千葉ポートパーク内の「段差解消部分」に一部破損があり、気づかずに移動した場合に事故が起こりやすくなっています。	例示いただきました個別の施設に係る問題点及び改修のポイントについては、今後の改修の参考とさせていただくとともに、他の既存施設についても、同様の視点でバリアフリー化を推進して参ります。	無し